

「研修規程」及び「研修規程運用細則」改正案に係るご意見とその回答

整理番号	意見箇所(条項数)	ご意見とその理由	回答
1	規程 3条 4条	<p>&lt;意見&gt; 地価公示・地価調査の分科会幹事・代表幹事には自動的に単位を付与して頂きたい。説明会・分科会幹事会2-3回・代表幹事会の日数・時間等を考慮し7~9~全単位。</p> <p>&lt;理由&gt; ○ご承知のとおり分科会幹事・代表幹事は一般評価員と比べ事務作業・拘束日とも格段に多い。加えて本県では他業務へのメリットは皆無。各人・地域にもよるが、もはや意識や気合で乗り切れる段階ではない。負担の軽減・休息日の確保のため、考慮願いたい。 ○幹事委嘱の文言にはそもそも「・経験が豊富で人格及び識見が優れた者・」とある。もちろん不肖自分などの程度該当しているか不詳ですが。 ○連合会の理事以上の皆様、委員会委員、都道府県士協会の副会長以上等も当然に該当していいものと考えます。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>地価公示・地価調査の分科会幹事・代表幹事につきましては、ご意見をふまえ今後の措置について研修委員会での検討事項とさせていただきます。</p> <p>なお、研修委員会では、昨年度、自己研鑽研修の大幅な拡充を行い、公表いたしました「自己研鑽研修単位認定基準（以下、「新基準」）」では、新たに委員会活動の区分が設けられております（新基準は、平成30年度の単位申請より適用しています）。</p> <p>具体的には、本会及び地域連合会等における委員会活動を対象とし、委員会等での活動状況を考慮したうえで単位を付与することとなりました。</p> <p>一方、役員活動については、自発的かつ継続的な知識の探求、技能の向上を目的とする自己研鑽研修の趣旨にないため、新基準には加えられませんでした。</p>
2	規程 3条 4条	<p>&lt;意見&gt; 当方僱越ながらH28地価調査より分科会幹事、H31地価公示から代表幹事を務めております。加えて昨秋より地価調査委員会に専門委員として委嘱(事実上徴用)されております。現状でも休日・休日や家族との時間を削って対応しているところですが、貴委員会方針はさらに心身に負担を強いるものであるため、下記を提案します。 「自己研鑽」のような単位付与か、免除かはどちらでもいいところですが、どちらかといえば前者に該当させることになるでしょうか。また地価調査委員会では今後、幹事負担の軽減及び次の担い手の確保が議題に上りそうなところです。貴委員会からの側面支援も願いたい。</p>	<p>上記1の回答と同じ。</p>
3	規程 8条	<p>&lt;意見&gt; 他資格との兼ね合いで研修を必修とせざるを得ないのは承知する(本意としてはわざわざ規程化して将来にわたって自分たちに負担をかける必要はないと考える)が、単位数「15」はもつと縮減できないのか。</p> <p>&lt;理由&gt; ○下の理由で受講時間の確保に苦労している。研鑽の必要性を否定するものではないが、40代、30代の会員はこれを30~40年以上毎年こなさなければならず、気が遠くなる。熱心な方々に水を差すつもりはなく、感応の者にも配慮願いたいという趣旨。 ○当方一時期士協会の理事兼親睦研修委員長を務めていたが、地方の小さい士協会にとって継続的な研修開催は物心両面で大きな負担でした(録画の上e研修配信も考えて下さっているようですが、ではそもそもその研修は誰が開催するのか?)。 ○会計士や税理士の受講義務について(詳細を把握している訳ではない)比較に上るが、そもそも税法ほど法令や制度の変更があるのか?</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>社会環境の変化に対応した知識・技能を習得し、高度の専門家として、その職責を果たしていくことの要請から、最低限取得すべき年度の単位数として、15単位の履修義務が規定されました。</p> <p>15単位は、義務化に伴う会員の負担を考慮しても、なお必要と考えられる単位数として設定されたもので、他仕事の受講義務単位と比較すれば、非常に少ない単位数となっております。</p> <p>育児、転勤等により、当年度は、鑑定業務に従事しないといった個人的事情は、免除申請で考慮するという整理がなされておりますので、免除対象者の範囲を拡大するか否かが、今後の検討課題となると考えております。</p> <p>また、士協会で実施される集合研修を本会のe研修として配信していくことの趣旨は、時間と場所にとらわれず受講可能なe研修とすることで、会員により多くの研修の機会を提供したいという考慮によるものです。</p> <p>本会においても魅力的なe研修の充実にも努めてまいります。現状、全国の士協会では毎年多くの集合研修が実施されておりますので、せっかくの集合研修を業界全体で活用させていただければと考えております。</p>
4	規程 8条	<p>&lt;意見&gt; 毎年受講しなければならない単位数が15以上というのは多すぎないか。</p> <p>&lt;理由&gt; 地方で地価公示業務に従事していると年中事例作成業務に追われ、頻繁に研修を受けるのは困難。地価公示幹事、協会役員などは年々業務が増える傾向にあり、研修に費やせる時間は限られる。毎年15単位以上取得に見合うような鑑定業務があるのか疑問。本当に有益な研修が毎年15単位以上もあるのか疑問。研鑽より単位取得が目的となるだろう。地方で研修会を開くのは運営上回数が限定される。</p>	<p>上記1、3の回答と同じ。</p>
5	規程 8条	<p>&lt;意見&gt; 削除</p> <p>&lt;理由&gt; 現在、地価公示の代表幹事をしております。研修を受けている時間的余裕がない。本年度において、所属する士協会の研修日に幹事説明会が重なる。さらに地方ブロック幹事会資料作成の繁忙期に士協会の研修と重なるなど、幹事または代表幹事は不都合が多い。一方で、分科会の発言が乏しかったり、非協力的な評価員(時間的余裕がある)が研修をせせせと受けている現実がある。このような現実の上に研修義務を課された場合、不公平感や否めない、義務研修の単位が規定された際には、代表幹事を辞退することも考えざるをえない、8条の廃止が難しいとは思いますが、幹事や代表幹事になんらかの免除規定を設けて欲しい。</p>	<p>上記1の回答と同じ。</p>

整理番号	意見箇所 (条項数)		ご意見とその理由	回答
6	規程	8条	<p>&lt;意見&gt; 15単位というのは1年間かと思われが、それほど頻りに知っておくべき事項や改正点が発生しているのか？これは多過ぎるのではないかと。</p> <p>&lt;理由&gt; 大手事務所等に勤務しているのであれば、証券化を始め様々な用途、類型の評価を行う機会もあるであろうが、大部分の小事務所であれば、ほぼ証券化案件の業務など来ないし、変わった案件が来ることも極めて少ない。現在も、個人的に必要と思われる研修、または知っておく方が有効であろうと思われる研修は、それほど多くはないと思っている。</p> <p>継続的に知識の向上が必要ということは不動産鑑定士として当然のことであると考え、改定案を見てみると、何が何でもまず15単位で、内容はあと考えますというように思える。このような規定では、現実的に業務に関係ない研修を受講しなければ、有効な単位数が取得出来ないことは明白である。</p> <p>もっと具体的な話をしていくと、例えば現在30歳の鑑定士(仮にA)がいたとしよう。</p> <p>年間15単位ということであれば、今の研修の単位数(1科目当たり2単位程度)から考えて、年間新たに7つ程度の科目について、学習していくことになる。つまりAは60歳までの30年間に210科目の新しいことを学習することになる。</p> <p>これだけ改正点や学習すべき論点が存在するのだろうか？仮に鑑定業及びその派生業務全体としてあったとしても、その全てをAが業務として行うわけではないであろうし、知らなければならぬわけではないであろう。どう考えても15単位を必須というのは多過ぎる。どうしてもそれだけが必要ということであれば、業務に直接関係がないであろう項目について、仕方なく受講することもあるわけだから、せめてe講義の費用については無料にすべきである。</p>	<p>上記3の回答と同じ。</p> <p>また、研修の義務化を行うのであれば、e研修の受講料は無料にすべきというご意見ですが、無料とする場合は、別途、予算措置を検討する必要があります。そのためには会費の値上げを検討することからすべてのe研修を無料にすることは困難です。</p>
7	規程	11条(7)5条	<p>&lt;意見&gt; 上記が叶わない場合、分科会幹事・代表幹事については受講義務を免除頂きたい。全部または一部。</p> <p>&lt;理由&gt; 同上。</p>	上記1の回答と同じ。
8	規程・運用細則	規程0条及び全般	<p>&lt;意見&gt; 受講を義務化するからには、費用負担の軽減は？現水準から半減とか。</p> <p>&lt;理由&gt; 任意・推奨のときの水準と、義務化のときのそれでは、当然会員側へかける負担も違って当然と考える。</p>	上記6の回答と同じ。
9	運用細則	7条	<p>&lt;意見&gt; 上記単位付与・免除とも叶わない場合、「但し地価公示・地価調査の分科会幹事・代表幹事(上記なお以降の方)については当該注意を行わない」を追加しては如何か。</p> <p>&lt;理由&gt; ○多忙により受講機会の確保が難しいが、既に経験が豊富で人格及び識見が優れた者については研修委員長のお手を煩わせる必要はない。 ○受講時間の確保について、一般の評価員と条件が異なる。その中で一律に注意を受けるのはアンフェア。 ○いずれの策も不採用となった場合、心身の健康保持のため、上記専門委員の辞退も含め、役割を整理する必要がある。</p>	上記1の回答と同じ。
10	運用細則	10条	<p>&lt;意見&gt; 受講義務達成状況の欄の記載につき、地価公示・地価調査の分科会幹事・代表幹事についてはその旨を記載。</p> <p>&lt;理由&gt; 未達でも不利とさせないため。又は対外的にアピールとなるため。もっとも私は非公開とするが。</p>	上記1の回答と同じ。
11	別表甲	符号CⅢ12	<p>&lt;意見&gt; Eラーニング研修をより一層充実させてください。統計学等も必須単位数としてカウントしてください。</p> <p>&lt;理由&gt; この10年で10倍AI化が進むと言われています。統計学とプログラミングの基礎的素養は必須です。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>研修の義務化にあたっては、会員ニーズを反映した、より一層の研修充実にも努めてまいります。</p> <p>また、必ず履修すべき科目を設定すべきというご意見ですが、何を必須とするかの判断が難しく、15単位中の科目の内訳については個々人の判断に委ねる方針としております。</p> <p>なお、統計学やプログラミングを内容とした研修(CⅢ12: 数理解析及び統計学に関する内容)、IT、AI技術等、最先端技術に係る研修(CⅠ16: 不動産テックに関する内容)は、現行、改正後とも単位付与の対象となっております。</p>